

口座情報の登録がない方

公金受取口座の登録はあるのに、上記口座がなかったときは、こちらにチェックを入れてください。（この場合、裏面記入は不要です。）

振込先の口座情報（店名・種別・口座番号・名義）を記入してください。
ゆうちょ銀行の場合は、下段、それ以外は上段へ記入してください。

振込先が他人名義となる場合は、
代理人欄にも記入してください。

代理人となる方の
・氏名
・本人との関係
・性別
・生年月日
・住所
を記入し、
給付対象者による
署名または押印を
してください。

(確認書裏面)

表面上部の支給口座欄が空欄の場合や、マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座以外の口座への振込を希望する場合には、下記のチェック欄(□)に✓を入れ、必要事項を記入してください。

☐ ② 下記の口座への振込を希望します。
(通帳等の写しを本人確認書類等貼付用紙に貼付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
1. 銀行 5. 協同	本・支店	1 普通		
2. 金庫 6. 協同	本・支所	2 当座		
3. 信組 7. 信用連	店番号			
4. 信連				

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください)	通帳番号	口座名義(カナ)
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の 見出し左上またはキャッシュカードに記載され た記号・番号をご記入ください。	1		※通帳の表記に合わせてください

代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
		男 女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	

上記の者を代理人と認め、
調整給付金の
確認・請求
受給
確認・請求及び受給
を委任します。
←法定代理の場合は、
委任方法の選択は不要です。

本人氏名

署名または記名・押印

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類
※マイナンバーカード(表面のみ)、運転免許証、健康保険証、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し(コピー) (いずれか1つ)
※代理人による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を貼付

本人確認のための書類と、口座情報の確認のための書類を
貼付けて提出してください。

振込先金融機関口座確認書類
(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる
通帳やキャッシュカードの写し)

「(2) 給付金の振込先口座の変更等」の②に記入した口座への振込を希望される場合は、
記入した振込を希望する口座の確認書類を貼付してください。
※表面上部に記載の支給口座または①公金受取口座への振込を希望される場合は不要

説明欄のため、記入する箇所はありません。

【代理確認・受給を行う場合】の注意事項

本人(支給対象者)に代わって代理確認・受給をすることができるのは、次のいずれかの者となります。

(1) 基準日時点における支給対象者の属する世帯の世帯構成員
(2) 法定代理人
(3) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で町長が特に認める者

【貼付書類】について

◆確認者と振込口座によって貼付書類が異なります。

確認者	振込口座	貼付書類
本人 (支給対象者)	確認書表面に印字された支給口座 本人(支給対象者)の公金受取口座	不要
	本人(支給対象者)の口座 (確認書裏面に記載)	本人(支給対象者)の本人確認書類 通帳またはキャッシュカードの写し
代理人	本人(支給対象者)の口座 (確認書裏面に記載)	本人(支給対象者)及び代理人の本人確認書類 通帳またはキャッシュカードの写し
	確認書表面に印字された口座 本人(支給対象者)の公金受取口座	本人(支給対象者)及び代理人の本人確認書類 通帳またはキャッシュカードの写し

本人確認書類 (例)

マイナンバーカード(表面)、運転免許証、旅券(パスポート)、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、
猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電
気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証
明書、住民基本台帳カード、被保険者証(国民健康保険、国民年金保険、船員保険、後期高齢者医療制度、介護保
険)、共済組合員証、国民年金手帳、年金証書(国民年金、厚生年金保険、船員保険)、共済年金若しくは恩給
の証書、精神障害者保健福祉手帳、生活保護受給者証 など

提出書類

☐ 「調整給付金 支給確認書」
☐ 氏名、確認日、連絡先電話番号(表面)など必要事項をご記入ください。
☐ 表面の口座欄が空欄の場合などに記入した確認書裏面の振込口座の確認書類

☐ 「本人(代理人)の本人確認書類の写し(コピー)」(表面に記載がない場合のみ不要)
※ マイナンバーカード(表面)、運転免許証、健康保険証、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し(コピー)を確認書裏面の本人確認書類等貼付用紙に貼付してください。

☐ 「受取口座を確認できる書類の写し(コピー)」
※ 「(2) 給付金の振込先口座の変更等」で②をチェックした場合のみ貼付してください。
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)
を確認できる部分の写し(コピー)を確認書裏面の本人確認書類等貼付用紙に貼付してください。

☐ 「源泉徴収票や確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書などの写し(コピー)」
※ 確認書表面記載の各数値について重大な相違を認める場合のみ、給付額算出に必要な税額や
扶養親族数がかかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付は受けられません。)